

# 佐久市無居住家屋等対策計画(素案)に 関する意見募集の実施結果

## 1 意見募集の概要

### (1)意見募集期間

平成29年9月15日(金)から9月28日(木)までの14日間

### (2)計画案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所市民ホール、本庁建築住宅課窓口、各支所経済  
建設環境係窓口、各出張所窓口に閲覧用として設置

### (3)意見書の募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参(佐久市役所建築住宅課)

## 2 意見募集の結果

(1)提出された意見 1名 2件

(2)提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

No.	意見・提言要旨	市の考え方
1	<p>人の居住の用に供する家屋が無い住宅用地（更地）は、固定資産税の住宅用地特例が解除され、固定資産税が6倍になる。</p> <p>計画（素案）では、更地でも固定資産税を6分の1に軽減した部分もあるが、面積に関係なく全て6分の1にすべきである。</p>	<p>計画（素案）35ページの図表20につきましては、地方税法に規定されております「住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例」について示したものであり、更地となった住宅用地の課税標準額を軽減させる施策として掲載したものではありません。</p> <p>更地となった住宅用地に対する課税標準額の軽減は、今後の課題であると考えております。</p>
2	<p>建設リサイクル法の制定に伴い、空き家の取り壊しに多大な金額が必要となったことが、空き家が発生する原因のひとつと考えられる。</p> <p>そこで、利益が上がったと思われる解体業者の売り上げに対し課税し、その税収は空き家を除却した市民に還元すべきである。</p>	<p>建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート、木材等）を用いた建築物等に係る解体工事につきましては、分別解体等及び再資源化等を行うことが義務付けられているため、空き家の除却費用は同法制定前と比較して高額になっていると思われまます。</p> <p>しかし、これは新たな工程等に要する費用（処分に係る費用等）が生じたことに伴うものと考えます。</p> <p>なお、ご意見のありました課税につきましては、制度上行うことは困難であると考えております。</p>